

「ICT導入支援事業」において対象となる介護記録ソフトの要件

以下は、老高発 0511 第 2 号他厚生労働省老健局高齢者支援課長「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における『管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業』の実施の一部改正について」における、「ICT 導入支援事業」の適用要件概要をご紹介します。

※ なお、令和 3 年度事業予算では若干条件が変更となる場合が有り得ますので、ご了承ください。

- ① 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。

また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。

- ② 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。

※なお、上記標準仕様は令和 2 年 3 月 26 日に改訂版が発出されているので留意されたい。

- ③ 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

- ④ 「VISIT」（通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に限る。）及び「CHASE」に係るデータ入力・照会にも対応できること。

以上